

判例法理上のいじめに関する学校の義務

「いじめ問題ハンドブック」（日本弁護士連合会）

- (1) 学校側の一般的義務 : 学校
いじめへの対応で、学校が負う注意義務のレベルは、親権者の保護義務とほぼ同等の義務。
- (2) いじめの本質を理解する義務 : 教員
教員がいじめの本質や特徴等について学習し、それを教育実践やいじめ防止に生かす義務
- (3) 児童・生徒の動静把握義務 : 教員
児童生徒の生活実態をきめ細かく観察し、常にその動静を把握して、いじめの発見に努める義務。
- (4) いじめの全容解明努力義務 : 学校
いじめ行為があると認められる場合、いじめの全容につき、その実態を調査し解明すべき義務。
- (5) いじめ防止措置義務 : 学校
学校はいじめ防止のため、児童生徒への指導・説諭、出席停止や校内謹慎措置の実施、学校変更の具申、警察への援助要請、児童相談所等への通知等の措置をとる必要がある。
- (6) 保護者に対する報告・協議義務 : 教員
教員は親に報告する義務といじめの防止について、保護者と協議する義務がある

東京都中野区立富士見中学校いじめ訴訟控訴審判決（平成6年5月20日判決）

「公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、他の生徒の行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれが現にあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の発生を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務があるといわなければならない。」

控訴審判決で認定された4つの事例

- ①区立中学校の2年生が自殺した事件につき、同級生らによるいじめが自殺の主たる原因である認定された事例
- ②加害生徒の父母及び担任教諭らには、生徒間のいじめの防止のための適切な措置を講じなかった過失があると認定された事例
- ③加害生徒の父母及び担任教諭らに被害生徒が自殺することについての予見可能性があったと認められられないとされた事例
- ④加害生徒の父母、学校設置者である中野区、費用負担者である東京都は、被害生徒がいじめによって被った肉体的、精神的苦痛につき、被害生徒の両親に対して慰謝料1000万円、弁護士費用150万円の賠償責任を負うとされた事例

(2) 学校教育法第13条（懲戒）

第4項 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

学校教育法第26条（出席停止）

市町村の教育委員会は、性行不良であって他の児童の教育に妨げのあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる

とされている。この出席停止は、本人に対してではなく、その保護者に対して行う措置であり、むしろ、他の児童・生徒の教育権を保障するそちであり、加害者を転出させるなど、本人の教育権を奪うような措置はなされていない。